

○出雲市特別職の職員の給与に関する条例

(平成 17 年出雲市条例第 38 号)

改正 平成 17 年 12 月 16 日条例第 414 号 平成 19 年 3 月 19 日条例第 23 号
平成 21 年 5 月 1 日条例第 32 号 平成 21 年 10 月 13 日条例第 39 号
平成 27 年 3 月 25 日条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市長、副市長、教育長及び固定資産評価員の受ける給与について定めるものとする。ただし、一般職の職員で固定資産評価員の職を兼ねるときは、その給料を支給しない。

(給与)

第 2 条 給与は、別に条例で定めるもののほか、給料及び通勤手当とする。

2 給料月額は、別表による。

3 通勤手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。

(給与の支給方法)

第 3 条 前条に規定する給与の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 16 日条例第 414 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日条例第 23 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号。以下「改正法」という。)附則第 2 条の規定により副市長として選任されたものとみなされた助役の在職期間については、改正法の施行前における助役としての在職期間を第 1 条による改正後の出雲市表彰条例第 4 条に規定する副市長の在職期間とみなして通算する。

附 則(平成 21 年 5 月 1 日条例第 32 号)

この条例は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 13 日条例第 39 号)

この条例は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定に基づき現に教育長が在職する場合においては、この条例による改正後の出雲市表彰条例、出雲市職員定数条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例、出雲市特別職の職員の給与に関する条例、出雲市長等の給与の特例に関する条例若しくは出雲市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の規定又はこの条例による出雲市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

区分	給料月額
市長	916,000円
副市長	752,000円
教育長	643,000円
固定資産評価員	160,600円